

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月30日

【会社名】 株式会社STUDIOUS  
(新会社名 株式会社TOKYO BASE)

【英訳名】 STUDIOUS Co., Ltd.  
(新英訳名 TOKYO BASE Co., Ltd.)  
(注) 平成28年5月27日開催の第8回定時株主総会の決議により、平成28年6月1日から会社名を上記のとおり変更いたします。

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 谷 正人

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号  
(平成28年4月1日から本店所在地、東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03-6712-6842(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO管理部長 中水 英紀

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号  
(平成28年4月1日から最寄りの連絡場所、東京都渋谷区道玄坂一丁目14番6号が上記のように移転しております。)

【電話番号】 03-6712-6842(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役CFO管理部長 中水 英紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年5月27日開催の第8回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成28年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第1条 「STUDIOUS」という業態だけにとられず、「UNITED TOKYO」業態含め展開していくため、平成28年6月1日より商号を株式会社TOKYO BASE（英文ではTOKYO BASE Co., Ltd.と表示する。）と変更するものです。

第2条 今後の業務範囲の拡大及び新分野への展開に備えるため、事業目的に古物営業法による古物商を追加するものであります。

第21条等 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、第21条（取締役の任期）につき所要の変更を行うとともに、平成27年5月27日開催の第7回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

第30条 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項の一部を変更するものであります。なお、本条本項の変更に關しましては、各監査役の同意を得ております。

第40条 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第40条第2項の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため、高嶋耕太郎を取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項            | 賛成（個）  | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成の割合） |
|-----------------|--------|-------|-------|------|------------------|
| 第1号議案           | 18,645 | 12    | -     | （注）1 | 可決（94.70%）       |
| 第2号議案<br>高嶋 耕太郎 | 18,653 | 4     | -     | （注）2 | 可決（94.74%）       |

（注）1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになっているため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上